



温故知新

沖縄音楽に欠かせない楽器といえばおそらく多くの方が「三線」と答えるのではないかでしょうか。おじい宅に行けば自然と流れている琉球音階の音色。琉球古典音楽、沖縄民謡に始まり、今ではJ-POPに留まらず、世界の楽曲に三線が組み込まれるようになり、自他共に認める沖縄を代表する弦楽器といえます。

国際通りの楽器店をのぞいてみると、へん革でできた本格的な三線から、空き缶を胴材として使用される簡易な三線まで多種多様です。空き缶といえば簡素なイメージを持つかもしれません、特徴的な「デザイン」を施された三線もあり、楽器店だけではなく、コンビニエンスストアにも陳列されたりするなど、観光客のみならず沖縄県民をも楽しませてくれます。

本号では、空き缶を活用した三線にまつわる「デザイン（意匠）」について知的財産の観点から紹介します。

戦後生まれのカンカン三線

終戦直後、沖縄は物資や食料も少なく、苦しい思いをする中で、皆を元気づけたのが沖縄民謡です。しかし、曲を奏てる三線は戦禍で消失してしまいましたが、米軍から支給される缶詰の空き缶と廃木材、そしてパラシユートの紐を弦に使用して三線を作ったのです。沖縄県民は敗戦の心境から復興と平和を願い三線一本で歌つたそうです。

当時は質素な三線でしたが、今では手軽な楽器やインテリアとして「デザイン



缶に貼るデザインステッカー

今から十八年ほど前、沖縄県内の小学校で使用済み空き缶を使って三線を作るが、制作後にすぐ錆びてしまうという課題を耳にし、塗装やデザイン性の富んだシールを貼ることをヒントに試行錯誤したのが、カンカン三線を作り出すきっかけだったそうです。

当時は、片面がまるまる開いた缶を使用したものが一般的でしたが、缶蓋の有無、そして缶の表や裏だけでなく側面にも大小の穴を設けるなどして良質な音を求める、三線に精通している先生方と共に研究を重ねていきました。

玉城さんは時折、知財セミナーの講を通じて知的財産の権利化の重要性を感じていたので、自社のブランド力を高める指標として数種類の意匠登録出願を行った結果、その独創的で新規性の高いデザインが認められ、優れたブランドとして評価されたのです。

今から十八年ほど前、沖縄県内の小学校で使用済み空き缶を使って三線を作るが、制作後にすぐ錆びてしまうという課題を耳にし、塗装やデザイン性の富んだシールを貼ることをヒントに試行錯誤したのが、カンカン三線を作り出すきっかけだったそうです。



カンカン三線の化粧箱



「第37回沖縄県発明くふう展」意匠の部で県知事賞を受賞



缶穴から見える棹（さお）を飾る蝶、トンボ、ぐるくん

意匠権について

これら特徴的なデザインを知的財産権の中では「意匠権」といいます。意匠（権）とは、簡潔にいうと「デザイン」を保護する権利であり、市場において付加価値をもたらしてくれる独占権です。意匠権を得ることによって意匠権者は、そのデザインを独占でき、模倣品や類似品を効果的に抑えることができます。意匠権を得ることによって意匠権者は、そのデザインを独占でき、模倣品や類似品を効果的に抑えることができます。つまり、何百種類もある缶を使つた三線と一線を引いた販売PRが可能になつたり優位性を保つことが出来るのです。

三線は「平和の楽器」と語る玉城さん。世界各地で見るも慘な交戦が途絶えず、寂しいとき、どんな苦しいときはあっても歌が支えになります。そこには楽器が必要になってしまいます。戦後、ウチナーンチュは缶と棒で作った三線に励まされました。今では知名度の高い三線ですが、その起源は琉球王朝時代に中国福建省から渡ってきたといわれており、その後、数百年もの歴史の中で琉球独自の進化をとげ普及し、後に日本の三味線のルーツへも波及することとなり、現在では世界各地のコンサートでも使用されるほど有名な楽器となりました。

三線の発展にはウチナーンチュがどんな境遇でも諦めず願う発展への想い、そしてその想いを伝え続ける力が隠されていたのです。

■海外を睨んだ知財展開

暑さが和らぎ、沖縄でも秋風を感じるようになった十一月下旬、沖縄の那覇空港を物流ハブとして、全国特産品の海外販路拡大の一助とすべく、国際商談会「第二回沖縄大交易会」が開催されます。県内外から多くのサプライヤーとバイヤーが集う国内最大級の商談会であり、沖縄を通じて世界への窓口が広がっています。

参加する企業の多くは商標や特許を意識し、取り組んでいる声を耳にしますが、意匠においても相手国における権利化が大事なポイントとなります。



(株)那覇王冠の玉城取締役と筆者(右)

当課では「もしかしてこれって他社
ないのでは?」というような原石を
掘り起こし見える化を通してその企業
のもつ優位性を最大化すべく、目を光
らせていきます。

「自社デザインを守るため」という事は広く知られていますが、時に「相手国のデザインをうっかり侵害してしまう」こともあるのです。ビジネスを開始する相手国の企業とスムーズな交渉を進めるためにも、十分な配慮が必要であると認識されつつありますが、県内の多くの企業においては知的財産権への取組が後回しになつてているのが実情です。

自社が保有する知的財産はその企業しか持ち得ない貴重な財産です。いつ取組み始めても「遅い」ことはなく、自社の貴重な財産を保護したいと思つた今がスタートです。